

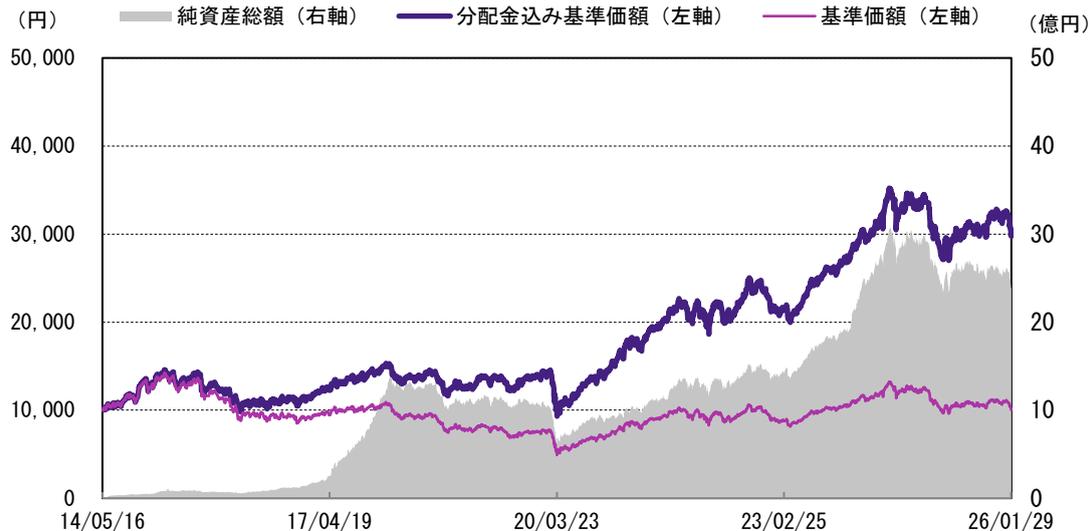
インド株式フォーカス(奇数月分配型)

設定日：2014年5月16日 償還日：2049年3月12日 決算日：原則、奇数月の各14日
 収益分配：決算日毎 基準価額：10,042円 純資産総額：23.91億円

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

運用実績

＜基準価額の推移グラフ＞



※分配金込み基準価額の推移は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。

＜基準価額の騰落率＞

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
-6.64%	-8.47%	-3.13%	-1.02%	41.35%	197.68%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

＜分配金実績（税引前）＞

設定来合計	直近12期計	24・3・14	24・5・14	24・7・16	24・9・17	24・11・14
10,160円	1,440円	120円	120円	120円	120円	120円
		25・1・14	25・3・14	25・5・14	25・7・14	25・9・16
		120円	120円	120円	120円	120円
		25・11・14	26・1・14			
		120円	120円			

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



ポートフォリオの内容

<資産構成比>

株式	90.3%
現金その他	9.8%

<株式組入上位3カ国>

	国名	比率
1	インド	90.3%
2		
3		

<株式組入上位5業種>

	業種	比率
1	金融	31.2%
2	一般消費財・サービス	14.2%
3	ヘルスケア	10.6%
4	情報技術	9.3%
5	資本財・サービス	6.9%

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数 38銘柄)

	銘柄	業種	比率
1	AU Small Finance Bank Limited	金融	5.9%
2	ICICI Bank Limited	金融	5.3%
3	Mahindra & Mahindra Limited	一般消費財・サービス	5.1%
4	Shriram Finance Limited	金融	4.4%
5	HDFC Bank Limited	金融	4.2%
6	HCL Technologies Limited	情報技術	3.8%
7	Eternal Limited	一般消費財・サービス	3.8%
8	Hindalco Industries Limited	素材	3.1%
9	Craftsman Automation Limited	資本財・サービス	3.0%
10	TVS Motor Company Limited	一般消費財・サービス	2.7%

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。
 ※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

※上記の比率は、当ファンドが組入れている外国投資法人 Amova Asset Management (Mauritius) Ltd クラスAの純資産総額比です。

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

1月のインド株式市場は、米ドルベースで下落しました。背景には、1月初旬に実施された米国によるベネズエラへの軍事行動を受けて地政学的緊張が高まったことに加え、米国の通商政策を巡る不透明感、インドルピー安の進行、原油価格の上昇などが重なり、投資家心理が悪化したことが挙げられます。世界の株式市場がまちな動きを示すなか、韓国、ブラジル、台湾などが比較的堅調に推移した一方で、インド市場は相対的に軟調となりました。当月の主な動向としては、インドと欧州連合（EU）の自由貿易協定（FTA）の妥結を発表したこと、経済統計で2026年度（2026年4月～2027年3月）の実質国内総生産（GDP）成長率が6.8～7.2%程度と見込まれていること、そして米国連邦準備制度理事会（FRB）がフェデラル・ファンド（FF）金利の誘導目標を3.50～3.75%に据え置いたことなどが挙げられます。

経済指標面では、12月の消費者物価指数（CPI）上昇率は前年同月比1.33%となり、11月の0.71%から上昇しました。卸売物価指数（WPI）は前年同月比0.83%と、11月のマイナス圏からプラスに転じました。鉱工業生産指数は前年同月比7.8%と、前月（7.2%）から伸びが加速しました。一方、インドの財の貿易赤字は12月に約250億ドルと、11月（約245億ドル）と同程度の水準にとどまりました。

インドルピーは、対円で下落しました。米ドル高の動きや海外からの投資資金の流出、世界的なリスク回避姿勢の強まりが重なって投資家心理の重しとなり、アジア諸国の通貨のなかでも相対的に軟調となりました。インドの中央銀行は自国通貨ルピーのボラティリティ（変動性）の高まりを抑制するべく為替介入を続けたものの、国内株式市場からの資金流出や、輸入業者による需要の高止まりなどが引き続き下押し圧力をもたらし、インドルピーは安値圏で推移しました。インドの景気は依然として好調ながらも、関税をめぐる不透明感や地政学的緊張などの外的な逆風が注目を集めており、インドルピーは世界的なリスク選好姿勢や資本フローのシフトの影響を受けやすい状況にあります。

◎運用概況

当月の基準価額は下落しました。

◎今後の見通し

インド株式市場は、企業の収益成長の減速感に加え、世界的に注目を集めるAI関連テーマへの直接的エクスポージャーが限定的であったことなどを背景に、投資家の選好が後退しました。さらに、米国の通商政策を巡る関税引き下げの先行きが不透明であったことも、投資判断を慎重にさせる要因となりました。しかしながらインドの成長は、金融・財政両面での緩和策により支えられるとみられます。金融面では、2025年にインド準備銀行（RBI）がレポレートを1.25%、預金準備率を1.00%それぞれ引き下げるなど、複数の緩和措置を実施しました。財政面では、政府が2025年2月の予算で直接税率を、2025年9月には物品・サービス税（GST）の税率を引き下げ、歳出も拡大しています。これらの施策により国内需要が支えられ、設備稼働率の改善や新規投資が促進されています。結果として、民間設備投資が成長に大きく寄与する見通しです。

政府は、GSTの構造や税率の合理化に加え、労働法改革を再開し、29の労働関連法を4つの包括的な労働法に統合しました。労働法改革では、コンプライアンスの簡素化、時代遅れの条項の現代化、労働者の権利と福祉を守りながら事業活動のしやすさを促進する、簡潔で実効性のある枠組みが整備されています。これらの改革は構造的にプラスに働き、コンプライアンスの合理化や事業環境の改善、外国投資の呼び込み、イノベーションの促進につながり、より効率的で回復力のある経済の実現が期待されます。

インドは、若年層の豊富な労働力、大きな国内市場、税制改革や政府による多くの政策支援を背景に、長期的な成長が期待されています。世界的な貿易摩擦や供給網の混乱は、長期的にはプラスに働く可能性があります。インドの輸出に占める米国の割合は低く、影響は限定的です。インドは関税問題への対応を通じて米当局との関係改善を進めていくと、当ファンドはみています。

インドと欧州連合（EU）は1月下旬に自由貿易協定（FTA）交渉の妥結を発表しました。本FTAでは、インドの輸出品の大半に対してEU市場への優遇的なアクセスが認められました。協定の発効には、双方の批准手続きが必要で、発効までには一定の期間（概ね1年程度）を要する可能性があります。インドの労働集約的セクターでは、協定発効後にEUに対して即時または段階的な関税撤廃が見込まれています。主要農産品についても一定の市場アクセスが確保された一方で、EUが導入を進める炭素国境調整措置（CBAM）に関しては、インド側の譲歩は実現しませんでした。インドは、国内保護の観点から一部の農産品や乳製品を関税削減の対象外とする一方、EUからの主要製品に対しては関税を大幅に引き下げ、自動車関税についても段階的な引き下げを認めるなど、EU側にとっても市場アクセスが大きく改善する内容となっています。さらに、協定にはサービスセクターの市場開放や、インド人専門人材・学生のEU域内での移動円滑化に関する規定も含まれています。加えて、インドとEUは貿易協定とあわせて、安全保障・防衛分野における新たなパートナーシップの強化でも合意しました。インドの経済発展段階、関税撤廃スケジュール、過去のEU・ベトナムのFTAの実績を踏まえると、協定発効後は、インドからEUへの輸出は、EUからインドへの輸入を上回るペースで増加する可能性が高いと見込まれます。

当ファンドは、インドの経済成長や世界貿易における存在感の高まり、財政の健全化といった長期的な強みを重視しています。その中でも、安定したキャッシュフローを生み出し、負債が少なく、株主資本利益率が高い企業への投資を継続します。当ファンドは金融、一般消費財・サービス、ヘルスケアセクターなどのウェイトを高めている一方、電気通信サービス、不動産、生活必需品セクターなどのウェイトを低めに維持しています。当月は素材セクターなどのウェイトを引き上げる一方、情報技術、エネルギー、電気通信サービスセクターなどのウェイトを引き下げました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



ファンドの特色

**主として、中長期的に高い経済成長が見込まれるインドの企業が発行する株式に投資します。**

- インドの企業が発行する株式を主要投資対象とします。なお、当該株式を裏づけ資産としたDR（預託証券）も投資対象に含みます。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行ないません。

**実質的な運用はアモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドが行ないます。**

- アジア資産の運用で長年の経験を有するアモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドが、当ファンドの投資対象である「モーリシャス籍円建外国投資法人 Amova Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」の運用を行ないます。
- アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドは、インド現地の情報を活用します。

**原則として、奇数月に収益分配を行なうことをめざします。**

- インカム収益と値上がり益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
 - 奇数月の各14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの実質的な投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することから、当該支配的な銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／株式
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2049年3月12日まで(2014年5月16日設定)
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・購入・換金申込日が、ムンバイの証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日またはモーリシャスの銀行休業日 ・購入・換金申込日の翌営業日が、シンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料 購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内
※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用(信託報酬) 純資産総額に対し年率1.8%(税抜1.7%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.1%(税抜1.0%)、投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率が年率0.7%程度となります。

その他の費用・手数料 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。
組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社：アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

販売会社：販売会社については下記にお問い合わせください。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

【ホームページ】 www.amova-am.com

【コールセンター】 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項**○リスク情報**

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

集中投資リスク

- ・当ファンドは、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様にご帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は **アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社**
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○		
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○
momo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3335号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

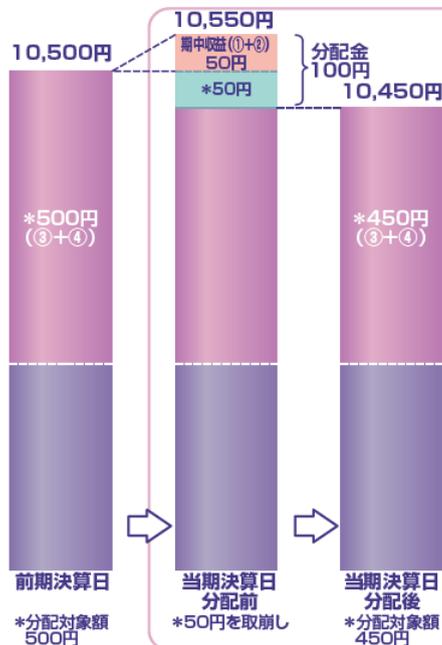
投資信託で分配金が支払われるイメージ



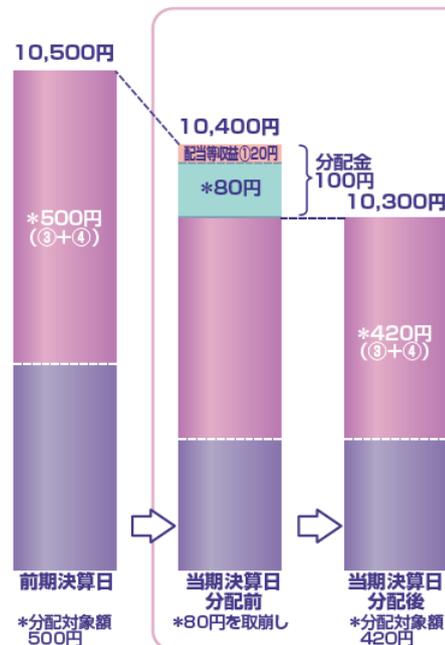
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

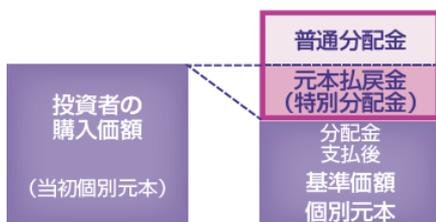


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

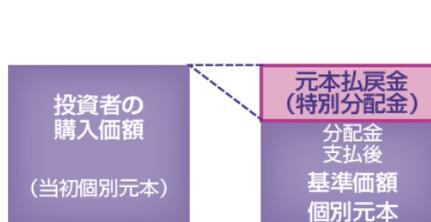
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。